

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年六月八日奈良県指令郡土第六一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年九月二十日郡土第五六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町立野南三丁目五二七〇番一、五二七〇番一、五二七〇番三及び五二七

○番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南一丁目六番一一号

奈良シティ建設株式会社 代表取締役 金澤俊夫